

令和4年度瀬谷区ふれあい助成金 活動報告の考え方について

令和4年度もコロナウイルス感染症により、年間計画どおりの活動を行うことが困難だったこと
と
思います。そこで、令和4年度のふれあい助成金の活動報告については、次の考え方で対応いた
します（令和3年度と内容はほぼ変わりありません）。ご不明な点がありましたら、ご連絡くださ
い。

■実施回数・参加者数について

- ①申請区分毎の諸条件を満たさなかった場合でも返還の必要はありません。
- ②実際の実施回数、参加者数を報告してください。
- ③本来の活動と変更した活動の実績は、別々にカウントして、報告書の活動報告欄に記入してく
ださい。

■活動内容の変更について

- ①コロナ感染症の影響により活動内容を変更して実施した場合でも、原則、参加者（利用者）を
対象にした活動であれば助成金の対象事業となります。

従来の活動と臨時的な活動の実績を、別々にカウントして記入してください。

- （例）昼食会 →弁当などの配食に変更
- （例）サロン →戸別訪問での見守りに変更
- （例）子育て支援 →オンラインでの交流を実施

そのほかの例・・・

物品（手作り製品、お弁当など）の配布、見守り活動（電話や戸別訪問など）、
ニューズレターの送付、オンラインでの傾聴 など・・・

- ②役員会のみ開催は**カウント**不可です。
- ③コロナウイルス感染予防に必要な備品（消毒液、体温計など）の購入および、オンラインで
の会議開催に伴う経費（登録料、機器の購入、通信費など）については、助成対象経費となり
ます。
- ④活動場所の維持費や、通信費など、コロナの影響で中止になっても支払わなければならない経
費は助成対象経費となります。

■自主財源について

- ①自主財源20%が達成できていなくても返還の必要はありません。
達成できなかった理由を収支報告書の余白に記載してください。

■今年度の繰越金の収入合計が、25%を上回った場合について

- ①25%を上回っていても返還の必要はありません。
- ②ただし、令和5年度の申請はできません。

裏面あり

■積立金について

- ①令和4年度で積立期間が5年目になったが、今年度支出できなかった場合は、令和5年度中に支出してください。
- ②6年目以降の積み立ては不可です。

■助成金額を使い切れなかった場合について

- ①助成対象経費として助成金額が使い切れなかった場合は、返還していただきます。
- ②助成額から実際活動を行った分の経費を差し引いた残額を返金（円単位）していただきます。

$$\text{助成額} - \text{支出した助成対象経費} = \text{返還金額}$$

- ③返還の金額は、収支報告書の助成対象経費外経費の「③その他（返還金）」の欄に記入してください。

■助成金返還の手順

- ①令和4年度の報告書を提出し、返還金の確定をします。
- ②返還金は、かならず次の期間内に現金または銀行振込でお願いします。

返還金の受付期間：

3/24（金）～4/11（火）までに、瀬谷区社協窓口または銀行振込

【瀬谷区社協窓口での対応の場合】

月～金曜日 9：30～16：30 の時間でお越しくください。（土・日・祝の対応は不可です）

【銀行振り込みの場合】

振込手数料は団体の負担でお願いします。助成金で支出する場合は、助成対象経費となりますので、決算書にご記入ください。

振込先

横浜銀行 三ツ境支店 普通預金 6038958

口座名義

社会福祉法人横浜市瀬谷区社会福祉協議会 会長 福田 愛一郎

注意事項

- ・お釣り銭は出せません。返金額ちょうどの金額をお持ちください。
- ・銀行振り込みの場合、振込人名を団体名にてお願いいたします。
- ・密を避けるため、銀行振り込みを推奨いたします。

■令和5年度の申請について

以下のような団体も、次年度は通常どおり申請できます。

ただし、令和4年度の申請より区分のランクをアップして申請することはできません。

- ① コロナにより、今年度申請をしなかった団体
- ② 助成金の決定を辞退した団体
- ③ 今年度、一度も活動ができず助成金全額を返還した団体